

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」
 (平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料について</p> <p>大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質、動物性油脂又は動物由来たん白質を原料とする飼料とする。</p> <p>(1) ゼラチン及びコラーゲン</p> <p>(2) <u>豚(いのししを含む。以下1において同じ。)</u>又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白</p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について</p> <p>センターは、第1の1の(1)、(3)から(6)及び(8)から(11)まで((4)、(5)及び(8)にあつては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。)に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(2)の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局(北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」とい</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料について</p> <p>大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質、動物性油脂又は動物由来たん白質を原料とする飼料とする。</p> <p>(1) ゼラチン及びコラーゲン</p> <p>(2) <u>豚</u>又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白</p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について</p> <p>センターは、第1の1の(3)から(6)及び(8)から(11)まで((4)、(5)及び(8)にあつては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。)に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(2)の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局(北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。)</p>

う。) に対し、受理した書類（副 1 部）を送付するものとする。当該地方農政局は、当該書類の送付を受けたときは、原則として、別添 1-1 の 1 の(4)、別添 3-1 の 1 の(4)、別添 4-1 の 1 の(4)、別添 5-1 の 1 の(4)若しくは(5)、別添 7-1 の 1 の(4)、別添 8-1 の 1 の(4)、別添 9-1 の 1 の(4)、別添 10-1 の 1 の(4)又は別添 11-1 の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

第 4 (略)

別添 1-1・1-2 (略)

別添 2-1

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（いのししを含む。）（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白（以下「豚血粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添 2-2 の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第 7 号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

別添 2-2

に対し、受理した書類（副 1 部）を送付するものとする。当該地方農政局は、当該書類の送付を受けたときは、原則として、別添 3-1 の 1 の(4)、別添 4-1 の 1 の(4)、別添 5-1 の 1 の(4)若しくは(5)、別添 7-1 の 1 の(4)、別添 8-1 の 1 の(4)、別添 9-1 の 1 の(4)、別添 10-1 の 1 の(4)又は別添 11-1 の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

第 4 (略)

別添 1-1・1-2 (略)

別添 2-1

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白（以下「豚血粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添 2-2 の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第 7 号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

別添 2-2

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

ア 豚（いのししを含む。）（又は馬）に由来する血粉等の原料となる血液（以下「豚血粉等原料」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた豚（いのししにあつては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を受けて食肉処理業を営む者が野生鳥獣の解体処理を行う施設（以下「獣肉処理施設」という。）において、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成26年11月14日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき適切な衛生管理が行われたもの）（又は馬）であること。

イ （略）

2 （略）

別添3-1

豚肉骨粉等の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（いのししを含む。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添3-2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であつて別記様式第9号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場若しくは狩猟者から直接出荷されたもののみ受け入れる

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

ア 豚（又は馬）に由来する血粉等の原料となる血液（以下「豚血粉等原料」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた豚（又は馬）であること。

イ （略）

2 （略）

別添3-1

豚肉骨粉等の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添3-2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であつて別記様式第9号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

こと。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤（以下「豚胎盤」という。）であり、これら以外のものの動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

また、狩猟者から収集する原料は、いのしし以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては別添 3 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない豚を輸送するに当たっては、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行い、狩猟者から直接出荷されたいのししを輸送するに当たっては、いのしし以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に受入原料に豚（いのししを含む。）以外の動物由来の原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、その原料が解体処理されていない豚又は豚胎盤である場合にあっては、豚由来以外の原料の混入がないことが、いのししである場合にあっては、いのしし以外の動物の混入がないことがそれぞれ目視で確認できる状態であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 5 2 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) (略)

2～5 (略)

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤（以下「豚胎盤」という。）であり、これら以外のものの動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては別添 3 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない豚を輸送するに当たっては、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に受入原料に豚由来以外の動物質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚又は豚胎盤であり、豚以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 5 2 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) (略)

2～5 (略)

別添 3 - 2

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場 (いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。)

ア 豚 (いのししを含む。以下同じ。) に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする豚に由来する副産物 (以下「豚原料」という。) は、豚由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ～ケ (略)

(2) カット場等 (いのししをカット、ミンチ等まで処理する獣肉処理施設を含む。)

カット場等とは、肉等のカット、ミンチ等の処理を行う食品工場をいう。

ア～ケ (略)

(3) (略)

2 (略)

別添 4 - 1 ・ 4 - 2 (略)

別添 5 - 1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚 (いのししを含む。) 及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉 (以下「原料混

別添 3 - 2

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場

ア 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする豚に由来する副産物 (以下「豚原料」という。) は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ～ケ (略)

(2) カット場等

カット場等とは、肉等のカット、ミンチ等の処理を行う食品工場をいう。

ア～ケ (略)

(3) (略)

2 (略)

別添 4 - 1 ・ 4 - 2 (略)

別添 5 - 1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉 (以下「原料混合肉骨粉等」という。)

合肉骨粉等」という。)の製造に用いる豚(いのししを含む。)又は家きんに由来する原料(以下「豚又は家きん原料」という。)は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

- ① 別添5-2の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚又は家きん原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの
- ② 農場から直接出荷される解体処理されていない豚であって、豚以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの、又は狩猟者から直接出荷されるいのししであって、いのしし以外の動物の混入がないことを目視で確認できるもの
- ③ 農場から直接出荷される解体処理されていない家きんであって、家きん以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの
- ④ 別添2-1、3-1、4-1、5-1又は6-1の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第8号の肉骨粉等供給管理票が携行されたもの

(2) 原料の輸送

原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先から豚又は家きん原料を輸送するに当たっては、次の①から③までのいずれかの要件を満たすこと。

- ① (1)の①の収集先にあつては、別添5-2の確認基準を満たした状態で輸送すること。
- ② (1)の②又は③の収集先にあつては、豚(いのししを含む。)と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように、豚及び家きんにあつては、専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分にを行い、いのししにあつては専用容器を用いること。
- ③ (1)の④の収集先にあつては、別添2-1、3-1、4-1、5-1又は6-1の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

の製造に用いる豚又は家きんに由来する原料(以下「豚又は家きん原料」という。)は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

- ① 別添5-2の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚又は家きん原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの
- ② 農場から直接出荷される解体処理されていない豚であって、豚以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの
- ③ 農場から直接出荷される解体処理されていない家きんであって、家きん以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの
- ④ 別添2-1、3-1、4-1、5-1又は6-1の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第8号の肉骨粉等供給管理票が携行されたもの

(2) 原料の輸送

原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先から豚又は家きん原料を輸送するに当たっては、次の①から③までのいずれかの要件を満たすこと。

- ① (1)の①の収集先にあつては、別添5-2の確認基準を満たした状態で輸送すること。
- ② (1)の②又は③の収集先にあつては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。
- ③ (1)の④の収集先にあつては、別添2-1、3-1、4-1、5-1又は6-1の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料混合肉骨粉等の製造業者は、豚（いのししを含む。）又は家きん原料受入時に、豚（いのししを含む。）又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚又は家きんである場合にあっては、それぞれ豚又は家きん以外の動物の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししである場合にあっては、いのしし以外の動物の混入がないことをそれぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) (略)

2～5 (略)

別添5-2

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）及びカット場等

別添3-2の1の(1)及び(2)の要件を満たすこと。

(2) (略)

(3) 豚（いのししを含む。以下同じ。）・家きん共用カット場等
ア・イ (略)

ウ 豚の枝肉等若しくは豚カット肉等又は家きんカット肉等の保管から原料混合肉骨粉の原料となる副産物が生じるカット等の工程までは、豚の枝肉等及び豚カット肉等並びに家きんカ

原料混合肉骨粉等の製造業者は、豚又は家きん原料受入時に、豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚又は家きんであり、豚又は家きん以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) (略)

2～5 (略)

別添5-2

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場及びカット場等

別添3-2の1の(1)及び(2)の要件を満たすこと。

(2) (略)

(3) 豚・家きん共用カット場等
ア・イ (略)

ウ 豚の枝肉等若しくは豚カット肉等又は家きんカット肉等の保管から原料混合肉骨粉の原料となる副産物が生じるカット等の工程までは、豚以外の枝肉等及び豚カット肉等並びに家きんカ

肉等以外の動物のカット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業には、豚及び家きん専用の器具を用いること。

エ～サ (略)

(4) (略)

2 (略)

別添6-1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚 (いのししを含む。以下1において同じ。) 及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白 (以下「原料混合血粉等」という。) の製造に用いる豚又は家きんに由来する原料は、次の①又は②に該当するものに限る。

①・② (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

別添6-2

原料混合血粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場 (いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。)

ア 豚 (いのししを含む。) に由来する血粉等の原料 (以下「豚

ット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業には、豚及び家きん専用の器具を用いること。

エ～サ (略)

(4) (略)

2 (略)

別添6-1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白 (以下「原料混合血粉等」という。) の製造に用いる豚又は家きんに由来する原料は、次の①又は②に該当するものに限る。

①・② (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

別添6-2

原料混合血粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場

ア 豚に由来する血粉等の原料となる血液 (以下「豚血液」とい

血粉等原料という。）となる血液（以下「豚血液」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた豚（いのししにあっては、獣肉処理施設において、ガイドラインに基づき適切な衛生管理が行われたもの）であること。

イ 豚血粉等原料の採取方法は、解体を行う前に血液以外の組織が混入しないよう回収した上で専用の処理施設に直ちに搬送し、専用タンクに保管すること。

(2) 食鳥処理場

食鳥処理場で処理された家きんの血液（以下「家きん血液」という。）であること。

2 (略)

別添7-1・7-2 (略)

別添8-1

牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛、豚（いのししを含む。）、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛血粉等原料」という。）は、別添2-2若しくは別添8-2の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって、別記様式第7号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2)～(4) (略)

う。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた豚であること。

イ 豚血粉等原料の採取方法は、解体を行う前に血液以外の組織が混入しないよう回収した上で専用の処理施設に直ちに搬送し、専用タンクに保管すること。

(2) 食鳥処理場

食鳥処理場で処理された家きんの血液であること。

2 (略)

別添7-1・7-2 (略)

別添8-1

牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛血粉等原料」という。）は、別添2-2若しくは別添8-2の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって、別記様式第7号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2)～(4) (略)

2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

牛血粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛血粉等を原料とする飼料の製造工程が別添1-2による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

別添8-2

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

1 牛、豚(いのししを含む。)、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の原料を扱う事業場

牛、豚(いのししを含む。)、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白(以下「牛血粉等」という。)の製造業者は、牛血粉等の原料となる血液(以下「牛血粉等原料」という。)について、次の(1)から(7)までが確実に実施されているものを収集すること。

(1) 牛血粉等原料の採取対象動物は、と畜場において、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた牛、豚(いのししにあっては、獣肉処理施設において、ガイドラインに基づき適切な衛生管理が行われたもの)、馬又は食鳥処理場で処理される家きんであること。

(2)～(7) (略)

2 (略)

別添9-1

2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

牛血粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛血粉等を原料とする飼料の製造工程が別添1-1による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

別添8-2

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

1 牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の原料を扱う事業場

牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白(以下「牛血粉等」という。)の製造業者は、牛血粉等の原料となる血液(以下「牛血粉等原料」という。)について、次の(1)から(7)までが確実に実施されているものを収集すること。

(1) 牛血粉等原料の採取対象動物は、と畜場において、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた牛、豚、馬又は食鳥処理場で処理される家きんであること。

(2)～(7) (略)

2 (略)

別添9-1

牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛、豚（いのししを含む。）又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

- ① 別添3-2、4-2、5-2若しくは9-2の確認基準を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの。
- ② 農場から直接出荷される解体処理されていない豚又は家きんであって、これら以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの。
- ③ 牛、豚又は家きんに由来する食用脂肪を原料とする食用油脂製造施設からの肉粉であって、別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの。
- ④ 狩猟者から直接出荷されるいのししであって、いのしし以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるもの。

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から原料を輸送するに当たっては、(1)の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

- ① (1)の①の収集先にあつては、別添3-2、4-2、5-2若しくは9-2の確認基準又は別添4-1の1の(2)の食鳥処理場からの原料の受入れに係る基準を満たした状態で輸送すること。
- ② (1)の②及び③の収集先にあつては、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）

牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、次の①から③までのいずれかに該当するものに限る。

- ① 別添3-2、4-2、5-2若しくは9-2の確認基準を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの。
- ② 農場から直接出荷される解体処理されていない豚又は家きんであって、これら以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの。
- ③ 牛、豚又は家きんに由来する食用脂肪を原料とする食用油脂製造施設からの肉粉であって、別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの。

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から原料を輸送するに当たっては、次の①又は②の要件を満たすこと。

- ① (1)の①の収集先にあつては、別添3-2、4-2、5-2若しくは9-2の確認基準又は別添4-1の1の(2)の食鳥処理場からの原料の受入れに係る基準を満たした状態で輸送すること。
- ② (1)の②又は③の収集先にあつては、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）

第2条において定める牛の特定部位、月齢が30月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位（以下「脊柱等」と総称する。）並びに牛、豚又は家きん以外のと畜場又は食肉処理場において処理される動物（めん羊、山羊、しか、馬等を指し、以下「めん羊・馬等」という。）に由来する副産物を入れる容器と共用されておらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

③ (1)の④の収集先にあつては、専用容器を用いること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等製造業者は、原料受入時に脊柱等又はめん羊・馬等に由来する副産物が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が携行されていない1の(1)の②及び④に該当する原料については、解体処理されていない豚又は家きんにあつては豚又は家きん以外の動物の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししにあつてはいのしし以外の動物の混入がないことをそれぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) (略)

2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

牛肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程が別添12による農林水産大臣の確認

第2条において定める牛の特定部位、月齢が30月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位（以下「脊柱等」と総称する。）並びに牛、豚又は家きん以外のと畜場又は食肉処理場において処理される動物（めん羊、山羊、しか及び馬を指し、以下「めん羊・馬等」という。）に由来する副産物を入れる容器と共用されておらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等製造業者は、原料受入時に脊柱等又はめん羊・馬等に由来する副産物が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が携行されていない1の(1)の②に該当する原料については、解体処理されていない豚又は家きんであり、豚又は家きん以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) (略)

2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

牛肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程が別添11による農林水産大臣の確認

を受けた製造工程であることを確認すること。

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

別添9-2

牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 牛肉骨粉等の原料を扱う事業場

牛、豚(いのししを含む。以下同じ。)又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉(以下「牛肉骨粉等」という。)の製造業者は、牛肉骨粉等の原料(以下「牛肉骨粉等原料」という。)として、次の(1)から(7)までが確実に実施されているものを収集すること。

(1) 牛肉骨粉等の原料とする牛、豚、家きん由来副産物は、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令第89号)第2条において定める牛の特定部位、月齢が30月を超える牛の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない牛の部位(以下「脊柱等」と総称する。)並びに牛、豚又は家きん以外のと畜場又は食肉処理場において処理される動物(めん羊、山羊、しか、馬等を指し、以下「めん羊・馬等」という。)と分別されていること。なお、(2)による分別管理が行われない場合は、牛肉骨粉等原料としないこと。

(2) 牛の脊柱の月齢に応じた分別及びめん羊・馬等との分別は以下によること。

ア (略)

イ めん羊・馬等との分別

を受けた製造工程であることを確認すること。

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

別添9-2

牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 牛肉骨粉等の原料を扱う事業場

牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉(以下「牛肉骨粉等」という。)の製造業者は、牛肉骨粉等の原料(以下「牛肉骨粉等原料」という。)として、次の(1)から(7)までが確実に実施されているものを収集すること。

(1) 牛肉骨粉等の原料とする牛、豚、家きん由来副産物は、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令第89号)第2条において定める牛の特定部位、月齢が30月を超える牛の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない牛の部位(以下「脊柱等」と総称する。)並びに牛、豚又は家きん以外のと畜場又は食肉処理場において処理される動物(めん羊、山羊、しか及び馬を指し、以下「めん羊・馬等」という。)と分別されていること。なお、(2)による分別管理が行われない場合は、牛肉骨粉等原料としないこと。

(2) 牛の脊柱の月齢に応じた分別及びめん羊・馬等との分別は以下によること。

ア (略)

イ めん羊・馬等との分別

牛肉骨粉等原料が排出される牛、豚又は家きんを処理する場所は、めん羊・馬等を処理する場所と区別すること。ただし、獣肉処理施設を除く施設において、牛肉骨粉等原料が排出される牛、豚又は家きんを処理する場所をめん羊・馬等を処理する場所と区別し難い場合は、十分に処理する場所を洗浄した上で牛肉骨粉等原料とめん羊・馬等の処理時間を分けるとともに、牛肉骨粉等原料の処理は、めん羊・馬等の処理の前に行うこと。

(3)～(7) (略)

2 (略)

別添 1 0 - 1

飼料用動物性油脂の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添 1 0 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第 9 号の原料供給管理票が携行されたもの、(4)のイ及びウの契約を締結した者から収集されるもの又は農場若しくは狩猟者から直接出荷されるもののみ受け入れること。なお、農場から収集する原料にあつては、解体処理されていない豚又は家きんであつて、豚又は家きん以外の動物の混入がないもの、狩猟者から収集する原料にあつては、狩猟者から直接出荷されるいのししであつて、いのしし以外の動物の混入がないものであり、牛（月齢が 3 0 月以下の牛を除く。）の脊柱又はと畜場法（昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号）第 1 4 条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

なお、脊柱が 3 0 月齢以下の牛に由来することの確認は、別添 1 0 - 2 に従って行うものとする。

牛肉骨粉等原料が排出される処理工程（以下「牛処理工程」という。）は、めん羊・馬等を処理する場所と区別すること。処理する場所を区別し難い場合は、十分に処理する場所を洗浄した上で牛肉骨粉等原料とめん羊・馬等の処理時間を分けるとともに、牛肉骨粉等原料の処理は、めん羊・馬等の処理の前に行うこと。

(3)～(7) (略)

2 (略)

別添 1 0 - 1

飼料用動物性油脂の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添 1 0 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第 9 号の原料供給管理票が携行されたもの、(4)のイ及びウの契約を締結した者から収集されるもの又は農場から直接出荷されるもののみ受け入れること。なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は家きんであり、牛（月齢が 3 0 月以下の牛を除く。）の脊柱又はと畜場法（昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号）第 1 4 条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

なお、脊柱が 3 0 月齢以下の牛に由来することの確認は、別添 1 0 - 2 に従って行うものとする。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添 9-2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。なお、農場から輸送される解体処理をされていない豚若しくは家きん又は狩猟者から直接出荷されるいのししの輸送に当たっては、脊柱等を入れる容器と共用されておらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に脊柱等が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、脊柱等を取り扱わない原料収集先からのものであって(4)のイ及びウの契約を締結したもの又は農場若しくは狩猟者から直接収集した原料であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 5 2 条に規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) (略)

2～5 (略)

別添 1 0-2・1 1-1 (略)

別添 1 1-2

食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、豚カット肉等(いのししのカット肉等を含む。)、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品(ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハムその他これに類する魚肉ねり製品、

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添 9-2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。なお、農場から輸送される解体処理をされていない豚又は家きんの輸送に当たっては、脊柱等を入れる容器と共用されておらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に脊柱等が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、脊柱等を取り扱わない原料収集先からのものであって(4)のイ及びウの契約を締結したもの又は農場から直接出荷された原料であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 5 2 条に規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) (略)

2～5 (略)

別添 1 0-2・1 1-1 (略)

別添 1 1-2

食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、豚カット肉等、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品(ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハムその他これに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類を

エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。)を製造する食品工場をいう。

(1)～(7) (略)

2 (略)

別添 1 2

牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1 牛血粉等及び牛肉骨粉等並びにこれらを原料とする飼料の受入れに係る基準

(1) 収集先

養殖水産動物を対象とする飼料(以下「養魚用飼料」という。)の製造に用いる牛、豚(いのししを含む。以下同じ。)、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉(以下「牛肉骨粉・血粉等」という。)は、牛肉骨粉・血粉等を原料とした養魚用飼料の製造工程として農林水産大臣の確認を受けた工程(以下「確認済魚飼ライン」という。)を有する飼料製造事業者のみ受け入れできるものとし、次のア又はイのいずれかに該当するもののみを受け入れるものとする。

ア・イ (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

別添 1 3 (略)

別記様式第 1 - 1 号～第 5 号 (略)

いう。)を製造する食品工場をいう。

(1)～(7) (略)

2 (略)

別添 1 2

牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1 牛血粉等及び牛肉骨粉等並びにこれらを原料とする飼料の受入れに係る基準

(1) 収集先

養殖水産動物を対象とする飼料(以下「養魚用飼料」という。)の製造に用いる牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉(以下「牛肉骨粉・血粉等」という。)は、牛肉骨粉・血粉等を原料とした養魚用飼料の製造工程として農林水産大臣の確認を受けた工程(以下「確認済魚飼ライン」という。)を有する飼料製造事業者のみ受け入れできるものとし、次のア又はイのいずれかに該当するもののみを受け入れるものとする。

ア・イ (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

別添 1 3 (略)

別記様式第 1 - 1 号～第 5 号 (略)

別記様式第 6 号

年 月 日

製造基準適合確認申請変更届

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(2)の規定に基づき、年 月 日付けで〇〇に由来する〇〇（注2）の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) (略)
- (2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者又は食品加工工場から原料を収集して製造する場合
原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧(追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。)等変更する事項を記載した書類を添付すること。

別記様式第 6 号

年 月 日

製造基準適合確認申請変更届

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(2)の規定に基づき、年 月 日付けで〇〇に由来する〇〇（注2）の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) (略)
- (2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者又は食品加工工場から原料を収集して製造する場合
原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧(追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。)等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(3) 第1の1の(8)の飼料であって食品加工工場から原料を収集して製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧(追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。)等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(注1)・(注2) (略)

別記様式第7号～第12号 (略)

(3) 第1の1の(8)の飼料をであって食品加工工場から原料を収集して製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧(追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。)等変更する事項を記載した書類を添付すること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(注1)・(注2) (略)

別記様式第7号～第12号 (略)